

令和5年2月17日
国 税 庁

「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」の改正(案)
に対する意見募集の結果について

「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」の改正(案)については、令和4年12月23日から令和5年1月22日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、3通の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見及びその御意見に対する国税庁の考え方は、別紙のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

御意見の提出状況

| | |
|----------------|-----|
| ○ 郵便等によるもの | 1 通 |
| ○ FAXによるもの | 0 通 |
| ○ インターネットによるもの | 2 通 |
| 合 計 | 3 通 |

「Ⅰ 総則」について

| 御意見等の概要 | 御意見等に対する国税庁の考え方 |
|----------------------------|--|
| ○ 業務の停止期間は、3月単位とするのが適当である。 | 懲戒処分等の対象となる行為の性質、態様等、その他個別の事情によっては短期間の業務停止が相当と考えられる場合もありうること、過去において1月又は2月の業務停止の処分を行っている事例もあり、過去の量定との権衡を図る必要があることから、告示Ⅰ第4のとおり1月単位としております。 |

「Ⅱ 量定の考え方」の「第2 税理士であつた者に対する量定」について

| 御意見等の概要 | 御意見等に対する国税庁の考え方 |
|------------------------|---|
| ○ 促音は小さい『っ』で表現してほしいです。 | 当該告示は、税理士法の規定に基づく懲戒処分等の考え方を公表しているものであり、同法第48条の条文（令和5年4月1日から施行）を引用していることから、原案のとおりとさせていただきます。 |

その他

| 御意見等の概要 | 御意見等に対する国税庁の考え方 |
|--|--|
| ○ 国税OB税理士への厳正な処分をお願いする。少なくとも、国税出身者へは税理士資格付与については、一般受験合格者の税理士と比較して、非常に恵まれている。少なくとも、簿記論、財務諸表論の受験合格を付与条件の必須としたい。国税OBの資質向上を期待したい。 | 量定の判断に当たっては、Ⅱに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定しております。 ① 不正行為の性質、態様、効果等 ② 税理士の不正行為の前後の態度 ③ 懲戒処分等の前歴 ④ 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響 ⑤ その他個別事情 なお、税理士資格の付与に関する御意見については、当該告示の対象ではないことから、御意見に対する考え方は差し控えさせていただきます、今後の参考とさせていただきます。 |
| ○ 改正案は、既往において、税理士又は税理士法人という資格保持者に対する遡及的懲罰等を企図するものであり、現に、資格を有する者に対する税理士法の適用範囲を一省庁の判断乃至は行政通達を基礎として拡張適用するものであり、法令の委任規定の範囲を逸脱するものであり、改正に反対する。 同改正案の企図するところは、現税理士が懲罰を受けることを忌避するため、意図的に税理士資格の一時的停止等、又は廃業等により懲罰の免脱を防止する目的を有するもので | 今回の告示改正は、令和4年の税理士法改正により、税理士であつた者に対し、「懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定等」（税理士法第48条）が創設されたことを踏まえて、懲戒処分等の考え方に明記するものです（令和5年4月1日から施行）。 この決定処分の対象となる税理士法違反行為等は、令和5年4月1日以後に行われた行為等となります。 また、ご指摘の「除斥期間」（同法第47条の3）について、懲戒の事由があつたときから10年を |

| | |
|--|---|
| <p>あることは理解し得ても、当該改正案は、無期限の遡及効を認めようとして認められる。百歩譲ったとしても、現改正案の適用上の期限(時効的要素)に関する規定を盛り込むべきである。</p> <p>少なくとも、自己の業務の未熟度(=税理士等監理業務の未熟度)を法令に依らずして一省令で解決しようとする姿勢は自己の業務の怠慢を規則で補おうとする姿勢にしか見えない。</p> | <p>経過したときは、懲戒の手続を開始することはできない旨が創設されました(令和5年4月1日から施行)。</p> <p>このように、「懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定等」の対象となる行為については、税制改正により税理士法に明記されたものであり、ご懸念されているような、今般の告示改正によって、その範囲を変更・拡大するものではありません。</p> |
|--|---|